

# 令和7年度 蒲郡市水防計画修正(案)

修正事項一覧  
(新旧対照表)

蒲郡市防災会議



頁	修正前	修正後	備考																												
	<b>第6章 水防に関する予報・警報</b>	<b>第6章 水防に関する予報・警報</b>																													
	<b>第1節 水防に関する予報・警報の種類と発表基準</b>	<b>第1節 水防に関する予報・警報の種類と発表基準</b>																													
169	<p><b>2 津波警報等の種類・内容等（気象庁発表）</b>                      (略)                      (2) 津波情報                      (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>津波情報の種類と発表内容</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">津波情報</td> <td>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</td> <td>各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表                      [発表される津波の高さの値は「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」の表参照]</td> </tr> <tr> <td>各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</td> <td>主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表</td> </tr> <tr> <td>津波観測に関する情報</td> <td>沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）</td> </tr> <tr> <td>沖合の津波観測に関する情報</td> <td>沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や津波予報区単位で発表（※2）</td> </tr> <tr> <td><u>津波に関するその他の情報</u></td> <td><u>津波に関するその他必要事項を発表</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。</li> <li>最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波</li> </ul>		種類	内容	津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表 [発表される津波の高さの値は「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」の表参照]	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や津波予報区単位で発表（※2）	<u>津波に関するその他の情報</u>	<u>津波に関するその他必要事項を発表</u>	<p><b>2 津波警報等の種類・内容等（気象庁発表）</b>                      (略)                      (2) 津波情報                      (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>津波情報の種類と発表内容</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">津波情報</td> <td>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</td> <td>各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表                      [発表される津波の高さの値は「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」の表参照]</td> </tr> <tr> <td>各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</td> <td>主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表</td> </tr> <tr> <td>津波観測に関する情報</td> <td>沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）</td> </tr> <tr> <td>沖合の津波観測に関する情報</td> <td>沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や津波予報区単位で発表（※2）</td> </tr> <tr> <td><u>(削除)</u></td> <td><u>(削除)</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。</li> <li>最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報</li> </ul>		種類	内容	津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表 [発表される津波の高さの値は「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」の表参照]	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や津波予報区単位で発表（※2）	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	
	種類	内容																													
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表 [発表される津波の高さの値は「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」の表参照]																													
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表																													
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）																													
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や津波予報区単位で発表（※2）																													
	<u>津波に関するその他の情報</u>	<u>津波に関するその他必要事項を発表</u>																													
	種類	内容																													
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表 [発表される津波の高さの値は「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」の表参照]																													
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表																													
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）																													
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や津波予報区単位で発表（※2）																													
	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>																													

水防計画

頁	修正前	修正後	備考
	<p>警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。</p> <p>(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定される高さ）を津波予報区単位で発表する。</li> <li>・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）及び「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。</li> <li>・沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値でなく、「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。</li> </ul>	<p>または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。</p> <p>(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定される高さ）を津波予報区単位で発表する。</li> <li>・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）及び「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。</li> <li>・沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値でなく、「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。</li> </ul>	
<b>第8章 水防活動</b>			
<b>第2節 雨量・水位・潮位の監視と通報</b>			
175	<p><b>3 愛知県水防テレメータシステム</b></p> <p>(2) 構成</p> <pre> graph TD     A[観測局 〔雨量局58局、水位局95局、潮位局8局の合計159局〕] --- B[中継局]     B --- C[監視局 〔建設事務所等9局〕]     C --- D[中継局]     D --- E[統制局 〔県水防本部〕]     E --- F[傍受局 〔建設事務所等〕]     </pre>	<p><b>3 愛知県水防テレメータシステム</b></p> <p>(2) 構成</p> <pre> graph TD     A[観測局 〔雨量局58局、水位局95局、潮位局8局の合計161局〕] --- B["(削除)"]     B --- C[中継局 〔建設事務所等(削除)〕]     C --- D["(削除)"]     D --- E[統制局 〔県水防本部〕]     E --- F[傍受局 〔建設事務所等〕]     </pre>	表記の修正

水防計画

頁	修正前	修正後	備考
	<p><b>4 危機管理型水位計</b>                      (1) 概要                      (略)                      [水位計 <u>180</u>基] (令和 <u>4</u>年4月1日)</p>	<p><b>4 危機管理型水位計</b>                      (1) 概要                      (略)                      [水位計 <u>184</u>基] (令和 <u>7</u>年4月1日)</p>	
	<p><b>第10章 水防訓練等</b></p>	<p><b>第10章 水防訓練等</b></p>	
	<p><u>(追記)</u></p>	<p><b>第4節 水防協力団体</b></p>	
	<p><u>(追記)</u></p>	<p><b>1 水防協力団体の指定、監督、情報の提供</b>  <u>水防管理団体は、2に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。また、水防管理団体は水防協力団体が適正かつ確実な実施を確保するため水防計画に位置付けるとともに、その業務について報告させることができる。なお、国、都道府県及び水防管理団体は水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報提供、指導若しくは助言をするものとする。</u></p> <p><b>2 水防協力団体の業務</b>  <u>(1) 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力</u>  <u>(2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供</u>  <u>(3) 水防に関する情報又は資料の収集、提供</u>  <u>(4) 水防に関する調査研究</u>  <u>(5) 水防に関する知識の普及、啓発</u>  <u>(6) 前各号に附帯する業務</u></p> <p><b>3 水防協力団体と水防団等の連携</b>  <u>水防協力団体は、水防団との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。また、水防協力団体は、毎年水防団及び消防機関が行う水防訓練に参加するものとする。</u>  <u>津波災害警戒区域に係わる水防協力団体は、津波防災地域づくりに関する法律に規定された津波避難訓練に参加する。(法第32条の3)</u></p>	<p>水防協力団体の参画を検討している企業があるため</p>

頁	修正前	修正後	備考
		<p><b>4 水防協力団体の申請・指定及び運用</b></p> <p><u>水防管理団体は、資料1を参考として水防協力団体指定要領を作成し、水防協力団体の申請があった場合は、指定要領を参考として指定することとする。また指定の際は、合わせて水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。</u></p> <p><u>水防協力団体の業務の運用にあたっては、業務が適正かつ確実に行われるように、資料5に示す活動実施要領の内容を水防管理団体の水防計画に規定する。</u></p>	

資料1 水防協力団体指定要領（例）

水防計画

頁	修正前	修正後	備考
		<p>〇〇市水防協力団体指定要領</p> <p>1. 通則</p> <p>〇〇市における水防協力団体の指定は、水防法(以下「法」という。)及び国土交通省令(以下「省令」という。)その他の法令並びに関連通知のほか、この要領に定めるところにより行う。</p> <p>2. 水防協力団体の要件(法 36 条第 1 項関係)</p> <p>水防協力団体の指定に当たっては、法第 36 条に基づき、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして省令で定める団体(以下「法人等」という。)であり、かつ、反社会的勢力でないことをその要件とする。</p> <p>3. 水防協力団体の業務(法 37 条関係)</p> <p>水防協力団体は、次に掲げる業務の範囲内で行うものとし、業務を行うに当たっては、水防管理者の所轄下にある水防団又は消防機関が行う水防活動と調和を図るものとする。</p> <p>(1)河川巡視、土のうの袋詰め及び運搬、避難支援などの水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力することとし、構成員の安全を確保した上で行うことが可能な活動</p> <p>(2)水防に必要な器具、資材又は設備の保管及びその提供</p> <p>(3)水防協力団体の業務や活動を含む水防に関する広報活動、水防に関する情報の収集及びその提供</p> <p>(4)水防に関する意識調査、実態調査等の水防に関する調査研究</p> <p>(5)講習会や研修会等の実施等の水防に関する知識の普及及び啓発</p> <p>(6)水防意識の高揚を図るための自主的なパンフレットの作成、各種行事等の開催等の前各号に掲げる業務に附帯する業務</p> <p>4. 水防協力団体の申請方法(法 36 条第 1 項・第 3 項関係)</p> <p>(1)水防協力団体の要件を満たす者で、〇〇市水防協力団体の指定を受けようとする者は、水防管理者あてに「〇〇市水防協力団体指定申請書」(資料 2)に「水防協力団体活動業務計画書」(資料 3)及び「水防協力団体組織体制一覧表(連絡先)」(任意様式)を添えて申請するものとする。</p> <p>(2)水防協力団体の名称、住所、事務所の所在地、業務内容、組織体制の変更をする場合も同様とする。(任意様式)</p> <p>5. 水防協力団体の指定(法第 36 条第 2 項・第 4 項関係)</p> <p>(1)水防管理者は、前項の申請の審査を行い、業務を適正かつ確実に行うことができる法人等であると認められる場合は、水防協力団体として指定することができる。また、指定をしたときは、当該水防協力団体に対し、「〇〇市水防協力団体認定書」(資料 4)を交付するとともに、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示する。</p> <p>(2)水防協力団体の名称、住所又は事務所の所在地の変更の届出があったときは、当該届出に係る事項を公示する。</p> <p>6. その他</p> <p>(1)この要領を変更する必要があるときは、関係機関と調整の上、改訂するものとする。</p> <p>(2)その他この要領の実施に必要な事項については、別途定めるものとする。</p>	

水防計画

頁	修正前	修正後	備考
		<p>資料2 水防協力団体指定申請書様式 (例)</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 10px;"> <p style="text-align: right;">〇〇市水防協力団体指定申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>〇〇市水防管理者 〇〇市長 様</p> <p style="text-align: right;">住 所 (事務所所在地) 団体の名称 代表者氏名</p> <p>水防法第 36 条第 1 項及び〇〇市水防協力団体指定要領第 4 の規定に基づき、〇〇市水防協力団体の指定を受けたいので、別途「水防協力団体協力活動業務計画書」(資料 3)を添えて申請します。</p> </div>	

頁	修正前	修正後	備考
		<p>資料3 水防協力団体協力活動業務計画書 (例)</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 10px;"> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>〇〇市水防管理者 〇〇市長 様</p> <p style="text-align: right;">住所 (事務所所在地) 法人等の名称 代表者氏名</p> <p style="text-align: center;">水防協力団体協力活動業務計画書</p> <p>〇〇市の実施する水防活動に協力するため、以下の業務を実施します。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 5px 0;">(自由記載)</div> <p><b>【記載例】</b></p> <p>平時の活動事例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土のう袋など水防資器材や設備等の保管場所の提供</li> <li>・水防団員・消防団員の募集ポスターや水防に関する動画等の広報資料を水防協力団体のオフィスや店舗等に掲示</li> <li>・講習会や研修会の実施を通じた水防知識の普及啓発</li> <li>・小中学校や自治会に対する出前講座等の実施</li> <li>・水防意識高揚のためのパンフレット作成や各種行事の開催</li> <li>・水防演習や避難訓練への参加、物資提供、ブース出展 など</li> </ul> <p>災害時の活動事例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土のうの袋詰めや運搬</li> <li>・子どもやお年寄りなどの救護</li> <li>・住民の避難誘導、避難所開設・運営への支援</li> <li>・土のう袋など水防資器材の設備等の提供</li> <li>・水防団員・消防団員の休憩場所の提供 など</li> </ul> </div>	

頁	修正前	修正後	備考
		<p><u>資料4 水防協力団体認定書様式（例）</u></p> <div style="border: 1px solid red; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">〇〇市水防協力団体認定書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>住 所 (事務所所在地) 団体の名所 代表者 様</p> <p style="text-align: right;">〇〇市水防管理者 〇〇市長</p> <p>水防法第36条第1項及び〇〇市水防協力団体指定要領第4の規定に基づき、貴団体を〇〇市水防協力団体に指定します。</p> </div> <p><u>資料5 水防協力団体との水防協働活動実施要領（例）</u></p> <div style="border: 1px solid red; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">〇〇市における水防協力団体との水防協働活動実施要領</p> <p>1. 趣旨 〇〇市における水防活動は、〇〇市水防計画書に活動内容を明記しているところであるが、水防法が一部改正され、水防協力団体制度が創設されたことに伴い、本市において水防協力団体を指定した際に水防団及び水防活動を行う消防機関と水防協力団体との水防活動の連携、協働業務等について本要領に定めるものとする。</p> <p>2. 水防団等と水防協力団体との連携（水防法38条関係） 水防法第36条及び〇〇市水防協力団体指定要領に基づき指定された水防協力団体が行う水防活動は、水防団又は水防を行う消防機関による水防活動に対する協力業務であり密接な連携の下、活動を行うものとする。</p> <p>3. 活動報告書の提出（水防法第39条関係） 連携して行われる水防の効果が最大限発揮されるよう、指定された水防協力団体に対し、水防活動の活動記録についてその内容を明記した「水防協力団体活動報告書」（資料6）を提出させることができる。</p> <p>4. 情報提供等（水防法第40条関係） 水防関係者は、〇〇市水防協力団体指定要領4に基づき提供された「水防協力団体活動業務計画書」や前項の「水防協力団体活動報告書」で示された活動内容について、その活動の実施に関し、必要な情報や指導、助言を行う。</p> <p>5. その他 (1)この要領に変更が生じたときは、関係機関と調整し、その都度改訂するものとする。 (2)その他この要領の実施に必要な事項については、別途定めるものとする。</p> </div>	

水防計画

頁	修正前	修正後	備考
		<p>資料6 水防協力団体協力活動報告書様式 (例)</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">〇〇市水防協力団体指定申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>〇〇市水防管理者 〇〇市長 様</p> <p style="text-align: right;">住 所 (事務所所在地) 団体の名称 代表者氏名</p> <p>水防法第36条第1項及び〇〇市水防協力団体指定要領第4の規定に基づき、〇〇市水防協力団体の指定を受けたいので、別途「水防協力団体協力活動業務計画書」(資料3)を添えて申請します。</p> </div>	